

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十一年六月三日第三号、平成十一年七月九日第二十一号及び平成二十二年六月八日第二号で指定をした道路を次のとおり変更した。

令和元年十一月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

		第一〇二号		変更番号
		建築基準法 第四十二条 第一項第四号		指定の変更に 係る道路の 種類
令和元年十一月五日	平成二十二年六月八日	平成十一年七月九日	平成十一年六月三日	指定の変更 の年月日
変更後	変更前	変更前	変更前	指定の変更に 係る道路の位置
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百八十七ー一から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百八十九ー一まで	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百八十七ー一から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百八十九ー一まで	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百八十四ー二十から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百八十四ー二十まで	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百八十七ー一から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百八十四ー二十まで	
六十四・〇メートル	十六・〇メートル	七・四メートル	四十六・二メートル	指定の変更に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇メートル	六・〇〇メートル	六・二〇メートル	六・二〇メートル	指定の変更に係る 道路の幅員 (単位メートル)